

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第124号
平成16年3月2日
宮城県警察本部長

宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の制定について（通達）
宮城県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成16年宮城県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）が別添のとおり制定されたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

規則は、行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号。以下「条例」という。）第3章に規定する聴聞及び弁明の機会の付与の手続を具体的に運用するため、制定されたものである。

2 注意事項

規則は、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条第2項の規定に基づき制定されたものであり、いわゆる法規たる性質を持つものではない。したがって、規則を根拠に県民の権利を制限し、又は義務を課すことは許されないため、下記の事項に注意すること。

(1) 参加人の許可申請等（第5条第1項関係等）

条例第17条第1項の規定により参加人が許可を申請する場合は、規則第5条第1項の規定により別記様式第3号の参加人許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して行うこととなるが、申請がこの期限を経過して提出された場合であっても、主宰者が当該申請に対する処理を迅速に行うことにより聴聞の期日までに応答することが可能なときには、規則で定められた期限を経過していることのみをもって当該申請を却下することはできない。

(2) 各種様式等

各種申請等について様式を定めているが、これはあくまでも申請者の便宜を図る趣旨によるものであり、申請が様式に従わなかったことのみをもって当該申請を却下することは許されない。様式によらない申請であっても、許可・不許可の判断をするために必要な事項が記載してあれば適切な申請として処理することが求められる。